東京都板橋区社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応及び少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所において、社会的養護に従事する者の処遇の改善等のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置等を実施することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱に基づく助成の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、板橋 区の区域内に所在する児童養護施設とする。

(事業内容)

- 第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 令和4年7月1日から同年9月30日までの間において、職員に月額9,000円の処遇改善(本事業の実施により、当該職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が令和4年1月以前と同等の条件の下で、本事業の実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。以下同じ。)を行う対象施設に対する、当該処遇改善を行うために必要な費用(以下「処遇改善部分」という。)を助成する。
 - (2) 令和3年人事院勧告に伴う、国家公務員給与の改定内容が、令和4年度の児童入所施設措置費に反映された場合における減額分に対応するための費用(以下「国家公務員給与改定対応部分」という。)を、対象施設に対して助成する。

(助成額)

第4条 対象施設への助成額については、東京都板橋区民間児童養護施設等措置費等支弁 基準(令和4年6月30日付4板子政第103号)に定めるところによる。

(処遇改善の要件)

- 第5条 対象施設は、原則として職員に対する処遇改善について、令和4年7月分の賃金 から実施することとする。
- 2 対象施設は、本事業による処遇改善(国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。 次項及び第6項において同じ。)に係る計画書(次条に規定する計画書をいう。)を作 成するとともに、当該計画書の具体的な内容を職員に周知することとする。
- 3 対象施設は、本事業による助成額について、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い 増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てることとし、本事業による処遇改善の 具体的な実施方法については、対象施設の判断による柔軟な運用を認めるものとする。 ただし、処遇改善部分に係る助成額は、対象施設を運営する法人の役員を兼務する施設 長の処遇改善に充てることはできないものとする。
- 4 対象施設は、本事業による処遇改善が、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処 遇改善の額の3分の2以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当を いう。)により行うこととする。
- 5 対象施設は、本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動 するものを除く。)の水準を低下させないこととする。

- 6 対象施設は、令和4年10月以降においても、本事業により講じた処遇改善の水準を 維持することとする。
- 7 対象施設は、国家公務員給与改定対応部分に対する助成を行うことを踏まえ、令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行っていないこととする。 (申請)
- 第6条 本事業による助成を受けようとする対象施設は、申請書に事業計画書を添えて区 長に申請するものとする。

(決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに 可否を決定し、決定通知書により、当該申請をした対象施設に通知するものとする。 (請求等)

- 第8条 前条の規定による通知を受けた対象施設は、速やかに請求書により区長に請求するものとする。
- 2 区長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、助成を行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 前条第2項の規定により本事業の助成を受けた対象施設(以下「受給者」という。)は、対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出し、確認を受けることとする。
- 2 受給者は、前項の規定により確認を受けた額が、既に助成された本事業の助成額を下回った場合は、その差額を返還するものとする。

(返環)

- 第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に助成した本事業の助成額の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。
 - (1) 実施された処遇改善が本事業の要件を満たさないことが確認されたとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により本事業の助成を受けたとき。
 - (3) 助成を決定した内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(留意事項)

第11条 本事業による処遇改善は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付厚生事務次官通知)に基づく民間施設給与等改善費(処遇改善分)及び社会的養護処遇改善加算における処遇改善額には含めないものとする。

(様式)

第12条 この要綱の施行に必要な様式は、別に定める。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。